

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

寒川町長

公表日

令和4年11月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料賦課し、徴収、未納者への督促及び滞納処分等を行う。</p> <p>また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行う。</p> <p>寒川町は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨保険者事務共同処理業務</p> <p>高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>※当町では、「⑨保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>(公金受取口座を活用した給付の実施) 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	<p>介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト</p> <p>※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。</p> <p>マイナポータル・マイナポータル申請管理 e-kanagawa電子申請システム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>資格情報ファイル 賦課情報ファイル 受給者情報ファイル 給付実績情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法 第9条 別表第一の第68の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第50条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の第93, 94の項 内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	高齢介護課	
②所属長の役職名	高齢介護課長	
6. 他の評価実施機関		
-		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、93、94、95及び117の項)	別表第二(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、93、94、95、108及び117の項)	事後	
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第47条	第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第31条、第32条、第33条、第41条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3	事後	
平成28年12月28日	I-5②所属長	高齢介護課長 高橋 郁夫	高齢介護課長 鈴木 隆俊	事後	
平成30年4月17日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 	<ul style="list-style-type: none"> ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨保険者事務共同処理業務 <p>高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>また高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当町の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。</p> <p>※当町では、「⑨保険者事務共同処理業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月17日	I-1③システムの名称	介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月17日	I-4②法令上の根拠	<p>・番号法 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56-2、58、61、62、80、87、90、93、94、95及び117の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第31条、第32条、第33条、第41条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2及び第59条の3</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「令第7号」という。)の条項 1の項、2の項(令第7号第2条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ)、3の項(令第7号第3条第3号、同条第4号口、同条9号ハ)、4の項、5の項(令第7号第5条第2号)、6の項(令第7号第6条第1号イ、同条第5号口)、8の項(令第7号第7条第3号ニ)、11の項(令第7号第10条第3号ニ)、17の項(令第7号第12条の3第3号)、22の項(令第7号第15条第3号)、26の項(令第7号第19条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、30の項、33の項(令第7号第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口)、39の項(令第7号第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ)、42の項(令第7号第25条第3号ハ)、43の項(令第7号第25条の2第7号)、56-2の項(令第7号第30条第9号)、58の項(令第7号第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ)、61の項(令第7号第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号)、62の項(令第7号第33条第5号)、80の項(令第7号第43条第3号ハ)、81の項(令第7号第43条の2第8号口)、87の項(令第7号第44条第1号レ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、88の項、90の項、94の項(令第7号第47条第1項第1号)、95の項、97の項(令第7号第49条第2号ハ)、108の項(令第7号第55条第1号ニ、同条第2号口、同条第8号口)、109の項(令第7号第55条の2第1号ハ、同条第2号)、117の項、120の項(令第7号第59条の3第3号ニ)</p> <p>【情報照会の根拠】</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I -5②所属長の役職名	高齢介護課長 鈴木 隆俊	高齢介護課長	事後	
令和1年6月28日	I -4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号並びに別表第二の項番号、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「令第7号」という。)の条項</p> <p>1の項、2の項(令第7号第2条第2号、同条第3号口、同条第8号ハ)、3の項(令第7号第3条第3号、同条第4号口、同条9号ハ)、4の項、5の項(令第7号第5条第2号)、6の項(令第7号第6条第1号イ、同条第5号口)、8の項(令第7号第7条第3号ニ)、11の項(令第7号第10条第3号ニ)、17の項(令第7号第12条の3第3号)、22の項(令第7号第15条第3号)、26の項(令第7号第19条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、30の項、33の項(令第7号第22条の2第1号、同条第2号口、同条第6号口)、39の項(令第7号第24条の2第1号、同条第3号ハ、同条第7号イ)、42の項(令第7号第25条第3号ハ)、43の項(令第7号第25条の2第7号)、56-2の項(令第7号第30条第9号)、58の項(令第7号第31条の2第2号、同条第4号ハ、同条第8号イ)、61の項(令第7号第32条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号)、62の項(令第7号第33条第5号)、80の項(令第7号第43条第3号ハ)、81の項(令第7号第43条の2第8号口)、87の項(令第7号第44条第1号シ、同条第2号、同条第3号、同条第4号、同条第5号、同条第6号)、88の項、90の項、94の項(令第7号第47条第1項第1号)、95の項、97の項(令第7号第49条第2号ハ)、108の項(令第7号第55条第1号ニ、同条第2号口、同条第8号口)、109の項(令第7号第55条の2第1号ハ、同条第2号)、117の項、120の項(令第7号第59条の3第3号ニ)</p> <p>【情報照会の根拠】</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号並びに別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、93、94、97、109、109、119</p> <p>並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>番号法第19条第7号並びに別表第二の 93、94の項</p> <p>令第7号の第46条、第47条</p>	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の第2, 3, 5, 6, 8, 11, 17, 22, 26, 33, 39, 42, 43, 56の2, 58, 61, 62, 80, 81, 87, 93, 94, 97, 109, 109, 119</p> <p>並びに内閣府・総務省令第7号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の2、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の 93, 94の項 令第7号の第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の第93, 94の項 内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	事後	
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号並びに別表第二の第93, 94の項 内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の第1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 93, 94, 95, 108, 117, 119</p> <p>並びに 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「内閣府・総務省令第7号」という。) 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号並びに別表第二の第93, 94の項 内閣府・総務省令第7号の第46条、第47条</p>	事前	